

「委員会規則」の一部改正について

1. 規則改正の目的

本協会の「委員会規則」に定める自主規制委員会、業務委員会及び規律委員会の委員のうち、規律委員会の委員の任期をこれまでの1年から2年に延長することとするものです。

この理由としては、①現在作業中の処分関連規則等の制定及び改正を、今後2年間の予定で行うこととしており、同一の規律委員による対応が望ましいこと、また、②処分の可否を含めた手続の中で、今後生じ得る複雑な問題等に対しても適切に対応するために、委員として安定した立場で、経験を踏まえて慎重な判断がなされることが望まれること、さらに③複雑な問題等に対しては、審査期間に相当な時間を要する場合も想定され、このような場合に途中で委員が交代することによって規律委員会審議の運営に与える影響をより少なくする必要があること、から委員の任期を2年間に延長する改正を行うものです。

2. 方法等

規則の改正を行います。

3. 規則案の説明**(1) 規則案**

別紙資料をご覧ください。

(2) 改正条文**第4条（委員）**

第3項の委員の任期を自主規制委員会の委員及び業務委員会の委員と定め、第4項を新設し規律委員会の委員の任期を定めることとし、第5項に、現行第3項のただし書きを新設するものとする。

第8条（委員会の議決方法）

委員会の議決は、賛否が同数だった場合、委員長が決するところによるものであったが、権限の集中化を避け、一人ひとりの議決を以てするものとする。

4. 金融先物取引業務マニュアルへの追加等

特になし。

5. 今後の日程感

H26 5月下旬	自主規制委員会決議
6月中旬	理事会決議
	理事会承認同日、公布及び施行

6. 意見等の募集について

本規則改正案についてのパブリックコメント手続きを次のとおり実施することと致したい。

(1) 公表資料及び公表方法

一般ホームページに掲載する。

(2) 意見等の募集期間

3週間とする。

(3) 意見等の提出方法

郵送、電子メールその他これらに類する方法とする。

(4) 意見等の処理等

① 意見等の提出を受けた場合、事務局において当該意見等に対しての回答案を作成し、また必要に応じて当該意見等を踏まえて規則改正案について修正する。

② ①の回答案及び修正した規則改正案について、当該修正が当初案の趣旨を変更するものでない場合には部会長の了承を得て自主規制委員会へ付議し、当該修正が当初案の趣旨を変更するものである場合又は部会長が必要と認める場合に、修正した規則改正案について部会員の了承を得るものとする。

(5) 規則改正の内容の公表

理事会で規則改正が決定した後、一般ホームページにおいて意見等に対する回答等とともに公表する。

7. 施行後の取組状況の確認等

特になし

8. その他留意事項

特になし

以 上